

高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県社会福祉協議会活動費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、社会福祉を推進するため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が行う、次に掲げる事業に関する経費に対して予算の範囲内で補助する。

- (1) 社会福祉協議会活動推進事業
- (2) 福祉施設経営指導事業

(補助基準額及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助基準額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、規則第3条第1項の補助金の交付を申請するときは、別記第1号様式により知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更及び補助事業に要する別表第1の第3欄に掲げる経費間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることができること。
- (6) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (7) 業務の実施において物品等を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の滞納がないこと。

(概算払)

- 第6条 この補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。
- 2 前項の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書により知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第7条 補助事業者は、実績報告をするときは、別記第4号様式により、補助事業完了後30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、翌年度4月15日までに提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第5号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

- 第8条 知事は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。
- (1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
 - (2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

- 第9条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成元年4月15日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成4年4月23日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
(附則)

この要綱は、平成5年5月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
(附則)

この要綱は、平成7年12月25日から施行し、平成7年10月1日から適用する。
(附則)

この要綱は、平成8年5月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
(附則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
(附則)

この要綱は、平成10年4月1日から施行。
(附則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行。
(附則)

この要綱は、平成13年4月1日から施行。
(附則)

この要綱は、平成14年2月19日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
(附則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(附則)

この要綱は、令和3年4月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

1 補助事業	2 補助基準額	3 補助対象経費
(1) 社会福祉協議会活動推進事業	知事が別に定める額	<p>高知県社会福祉協議会が実施する社会福祉活動を推進するために必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料並びに役務費（通信運搬費及び手数料）</p>
(2) 福祉施設経営指導事業	知事が別に定める額	<p>福祉施設経営指導事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、使用料及び賃借料並びに役務費（通信運搬費及び手数料）</p>

別表第2（第5条、第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、高知県社会福祉協議会活動費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 添付書類

- (1) 高知県社会福祉協議会活動費補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 支出予定額内訳書（別紙2-1及び別紙2-2）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 県税の滞納がないことを証する証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

(6) (1)～(5)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

高知県社会福祉協議会活動費補助金所要額調書

(単位：円)

	総事業費 A	収入額 B	差引き額 C=A-B	補助対象経 費 D	基準額 E	選定額 (C、D及 びEを比較して少 ない方の額) F	県補助額 H
(1) 社会福祉協議会 活動推進事業							
(2) 福祉施設経営指 導事業							
合計							

社会福祉協議会活動推進費支出予定額内訳書

区分	支出予定額	積算内訳
給料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 印刷製本費 使用料及び賃借料 役務費 通信運搬費 手数料	円	
合計		

福祉施設経営指導事業支出予定額内訳書

区分	支出予定額	積算内訳
給料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 印刷製本費 使用料及び賃借料 役務費 通信運搬費 手数料	円	
合計		

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助の交付の決定通知がありました下記の事業を変更（中止・廃止）したいので、高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金既交付決定額 円

（事業名）

2 今回補助金増額（減額）交付申請額 円

3 変更（中止・廃止）事項

4 添付書類

- （1）高知県社会福祉協議会活動費補助金所要額変更調書（別紙3）
- （2）収支予算書
- （3）変更（中止・廃止）理由書

高知県社会福祉協議会活動費補助金所要額変更調書

(単位：円)

	総事業費 A	収入額 B	差引き額 C=A-B	補助対象経 費 D	基準額 E	選定額 (C、D及 びEを比較して少 ない方の額) F	県補助額 H
(1) 社会福祉協議会 活動推進事業							
(2) 福祉施設経営指 導事業							
合計							

第3号様式（第6条関係）

概算払請求書
金 円

上記高知県社会福祉協議会活動費補助金（決定番号高知県指令 第 号）を下記のとおり概算交付されますよう、高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、請求します。

記

補助金交付決定額 円
既 交 付 額 円
今 回 請 求 額 円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

※銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号
		普通 当座	

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業が完了しましたので、高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金受入年月日 円

3 添付書類

- (1) 高知県社会福祉協議会活動費補助金精算額調書（別紙4）
- (2) 支出済額内訳書（別紙5-1及び別紙5-2）
- (3) 事業実績書（別紙6）
- (4) 収支決算（見込み）書

高知県社会福祉協議会活動費補助金精算額調書

(単位：円)

	総事業費 A	収入額 B	差引き額 C=A-B	補助対象経 費 D	基準額 E	選定額 (C、D及 びEを比較して少 ない方の額) F	県補助額 H
(1) 社会福祉協議会 活動推進事業							
(2) 福祉施設経営指 導事業							
合計							

社会福祉協議会活動推進費支出済額内訳書

区分	支出済額	積算内訳
給料 職員手当等 共済費 報償費 旅費 賃金 需用費 消耗品費 印刷製本費 使用料及び賃借料 役務費 通信運搬費 手数料	円	
合計		

福祉施設経営指導事業支出済額内訳書

区分	支出済額	積算内訳
<p>給料</p> <p>職員手当等</p> <p>共済費</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>賃金</p> <p>需用費</p> <p> 消耗品費</p> <p> 印刷製本費</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>役務費</p> <p> 通信運搬費</p> <p> 手数料</p>	<p style="text-align: center;">円</p>	
<p style="text-align: center;">合計</p>		

別紙6 事業実績書 (福祉施設経営指導事業分)

I 概 要	社会福祉経営指導者協会の名称						
	所在地						
	管下法人・施設数		管下法人数：		管下施設数：		
II 事 業 実 績	(所要額) 千円						
	1 相 談 ・ 指 導 事 業	相談形態別	件数 (件)	相談施設別	件数 (件)	相談内容別	件数 (件)
		訪問相談		身障施設		入所者処遇	
		来所相談		知的施設		施設経営一般	
		電話・文書		児童施設		職員処遇	
		集団指導		老人施設		会計・税務	
		合計		その他		安全・防災	
				合計		衛生管理	
	2 連 絡 協 議 会	1) 一般相談 来所・電話相談 文書相談 2) 巡回訪問 施設				施設設備	
						人材確保策	
						労使問題	
						預かり金	
						地域交流	
その他							
合計							
3 そ の 他 の 事 業	(所要額) 千円						
III 経 営 指 導 員							
	指導員数						
	指導員の内訳 (専門分野)	①施設経営全般	②入所者処遇	③社会福祉行政	④福祉施設運営		

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
社会福祉法人
高知県社会福祉協議会
代表者名
生年月日

高知県社会福祉協議会活動費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定（変更決定）を受けました補助金について、高知県社会福祉協議会活動費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

内容

補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告により減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）、その他参考となる資料を添えてください。